平成３０年（フ）第１０２号
兵庫県西宮市深津町３番18―307号、前住所兵庫県西宮市中島町10番18号
債務者　宇野十一子
1　決定年月日時　平成30年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月24日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成３０年（フ）第１２４号
兵庫県西宮市高須町１丁目１番12―1701号
債務者　木下　大地
1　決定年月日時　平成30年３月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月24日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成３０年（フ）第１２８号
兵庫県尼崎市三反田町２丁目11番18号　市坪ハイツ201号
債務者　馬込　英子
1　決定年月日時　平成30年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月24日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成３０年（フ）第１０号
広島県呉市焼山桜ケ丘３丁目３番18―１号
債務者　大元　勝
1　決定年月日時　平成30年３月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月24日まで
広島地方裁判所呉支部

平成３０年（フ）第２号
徳島県三好市井川町辻274番地１
債務者　藤丸　君代
1　決定年月日時　平成30年３月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月24日まで
徳島地方裁判所美馬支部

平成３０年（フ）第３号
大分県竹田市大字平田1250番地
債務者　柿　真由美
1　決定年月日時　平成30年３月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月24日まで
大分地方裁判所竹田支部

平成３０年（フ）第１３４号
神戸市須磨区西落合４丁目１番248―501号
債務者　小椋　正和
1　決定年月日時　平成30年３月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月25日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第１３９号
神戸市垂水区桃山台１丁目17番地５―402号
債務者　鳥井　美鈴
1　決定年月日時　平成30年３月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月25日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第１６１号
神戸市兵庫区熊野町３丁目13番８号　大江方
債務者　吉田　利栄
1　決定年月日時　平成30年３月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月25日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第１６８号
神戸市灘区六甲町１丁目６番21号　サンビルダー六甲403
債務者　黒田　幸子
1　決定年月日時　平成30年３月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月25日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２７２号
兵庫県明石市大久保町山手台３丁目59番地の１　県住25棟305号
債務者　髙橋　優作
1　決定年月日時　平成30年３月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月25日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２９年（フ）第２７３号
兵庫県明石市大久保町山手台３丁目59番地の１　県住25棟305号
債務者　髙橋　好美
1　決定年月日時　平成30年３月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月25日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成３０年（フ）第３１号
福岡県久留米市東合川３丁目19番４号　ラベンダー堤202号、住民票上の住所福岡県久留米市御井町1684番地５
債務者　小野　寿子（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成30年３月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月25日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成３０年（フ）第４１号
福岡県久留米市長門石２丁目３番８号　長門石ビレッジ203号
債務者　高良　純子
1　決定年月日時　平成30年３月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月25日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成３０年（フ）第４９号
福岡県久留米市上津２丁目８番12―301号
債務者　寺崎　孝子
1　決定年月日時　平成30年３月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月25日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成３０年（フ）第２１号
山口県下関市長府才川２丁目６番９―101号タートルビレッジⅡ、前住所山梨県甲府市古府中町1525番地２
債務者　保坂　陽子
1　決定年月日時　平成30年３月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月28日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成３０年（フ）第８号
松江市淞北台34番５―514号　県営淞北台団地５号棟
債務者　齋藤　佳子
1　決定年月日時　平成30年３月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月29日まで
松江地方裁判所民事部